

1

国立ハンセン病療養所では、入所者の高齢化(平均82.6歳)、認知症の増加(781人・全入所者の39.5%)や障害の重篤化(要食事介助者658人・33.2%、寝たきり208人・10.5%)等により、その介護にいっそうの人手が必要となっています。

ところが、公務員定員削減の閣議決定等による年次計画がハンセン病療養所にも適用されているため、療養所の職員定員も削減され続けてきました(平成18~21年度各年87人、平成22~24年度各年55人、平成25年度は49人)。また、職員の定年退職や任意退職等の後の補充がなされないため、必要な職員が足りない事態が継続的に発生し、入所者に対する介護等が著しく劣化しました。

2

全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会、ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会からなる統一交渉団は、このような事態を早急に改善するよう求めてまいりましたが、改善の兆候は一向にみえず、このため、全療協は平成24年7月18日実力行使を決議するに至りました。

これを受けて、小宮山大臣(当時)は同年8月23日にお詫びとともに定員削減に歯止めをかけること、介護員退職者の後補充を行うことを約束されました。総選挙後の平成25年1月24日、田村大臣より、改めてお詫びとともに同趣旨の約束をして頂き、平成25年度については、療養所の定員削減に歯止めをかけて平成24年度と同数を維持する趣旨の一定の成果がありました。

3

しかし、現状維持では、現場の職員不足は解消されることにはならず、介護等の劣化は改善されません。

国は、ハンセン病療養所の介護等の特殊性、すなわち、

① 療養所の施策は、国が違法な隔離政策を行った結果、療養所における生活を強いられることとなった入所者の人間被害を回復させる責任に基づいて行われるものであり、

② したがって、国は、療養所において生活する入所者に対し、適切な医療や福祉を保障する責任がある

という2点を再確認し、ハンセン病療養所を閣議決定による定員削減計画から除外しなければならいのです。こうした事情を踏まえて成立したハンセン病問題基本法や、衆参両院の「療養体制の充実に関する決議」は、まさにかかる措置をとるべき法的根拠となるものです。

私たちは、平成25年度も終盤を迎えた今、平成26年度春に行われる平成27年度以降の公務員定数削減計画に関する閣議決定においてハンセン病療養所を対象外とさせること、平成26年度も平成25年度以上の実質的職員増を実現することを、市民と連帯して求めていくため、12.19市民集会「未来へ紡げ、療養所の思い」を開催することと致しました。

以上

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会